

添付法令資料 3 :

生薬、医薬部外品及び健康サプリメントの表示に関する2024年6月3日付
インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則No. 10 (目次)
同月 7 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 表示の基準
 - 第 1 節 通則 (第 4 条ないし第 10 条)
 - 第 2 節 表示における情報
 - 第 1 款 製品名称及び剤形 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 2 款 産業及び／若しくは事業者、委託者／受託者並びに／又はライセンサー／ライセンシーの名称及び住所 (第 14 条ないし第 17 条)
 - 第 3 款 正味内容量、正味重量及び／又は数量 (第 18 条)
 - 第 4 款 成分 (第 19 条ないし第 22 条)
 - 第 5 款 添加物 (第 23 条)
 - 第 6 款 効能／効果の主張 (第 24 条)
 - 第 7 款 使用のルール／使用方法 (第 25 条)
 - 第 8 款 禁忌、副作用、相互作用、警告及び／又は注意 (第 26 条)
 - 第 9 款 流通許可番号 (第 27 条)
 - 第 10 款 製造コード (第 28 条)
 - 第 11 款 使用期限 (第 29 条)
 - 第 12 款 保存状態 (第 30 条)
 - 第 13 款 二次元バーコード (第 31 条)
 - 第 14 款 生薬のロゴ及び文言又は健康サプリメントの文言 (第 32 条及び第 33 条)
 - 第 15 款 特定の技術又はプロセスによる原材料の情報 (第 34 条ないし第 38 条)
- 第 3 章 指導 (第 39 条)
- 第 4 章 禁止 (第 40 条)
- 第 5 章 行政処分 (第 41 条及び第 42 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 43 条)
- 第 7 章 終則 (第 44 条)